

ベビーシッター割引券をご利用ください！

「1日2枚まで利用可能！」「電子割引券に変更！」
これまでより使いやすくなりました。是非ご利用ください。

大阪府立大学 女性研究者支援センターでは、在宅保育サービスを利用する際の料金の一部を助成する「ベビーシッター割引券発行事業」を行っています。これは、公益社団法人全国保育サービス協会が実施する「ベビーシッター派遣事業」を利用して実施するものです。

＜利用対象者＞

- ・大阪府立大学の専任教員（任期付き教員を含む）
- ・0歳～小学校3年生（障がいがある場合は6年生まで）の児童の保護者
- ・配偶者が就労しているほか病気療養、求職活動、就学、職業訓練等、ひとり親家庭により、ベビーシッターのサービスを使わなければ就労が困難である人
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で子供の通う小学校や保育所等が休校・休園等になっている場合は、**特例措置**があります。

＜使用条件＞

就労のために利用する以下のサービス

- ・家庭内における保育（家庭外は利用不可）
- ・家庭と保育所等の間の送迎

＜割引券が使用できる枚数＞

	平常時	特例措置
1日の上限枚数	2枚/人	5枚/人
1か月の上限枚数	24枚/家庭	120枚/家庭
年間の上限枚数	280枚/家庭	上限なし

＜利用手順＞

1. 申込 **※申込は利用予定日の原則2営業日前までに女性研究者支援センターまでご連絡ください。また急なご利用（病児保育など）が発生した場合は、できるだけ早くご連絡ください。**

【初回】必ず、別添の「ベビーシッター割引券ご利用にあたっての注意事項」を読んだ上で、下記の書類を、学内便等で女性研究者支援センターへご提出ください（メール不可）。

- ①「ベビーシッター割引券発行申込書」
- ②ベビーシッター会社との契約書（控）

※ベビーシッター会社は、全国保育サービス協会が認定する「割引券取扱事業者」に限ります。（http://acsa.jp/hm/babysitter/ticket_handling_list.htm）

【2回目以降】上記①のみを、女性研究者支援センターへ提出（メール可）。

2. 割引券の発行 受付処理終了次第、割引券のURLをお送りします（メール）。

3. 割引券の利用

ご利用当日は、割引券のURLへアクセスし、利用日時やお子様の情報などを入力するだけです。終了後は、ベビーシッター事業者が報告を行い、センターにて利用確認を行います。

※発行した割引券が必要なくなったとき、または年度末までに利用しなかった割引券は、必ず女性研究者支援センターまでご連絡ください。

男女とも
ご利用
できます



～お申込・お問い合わせ～

大阪府立大学
女性研究者支援センター

TEL/FAX : 072-254-9856
(内線 中百舌鳥 5056)

E-mail : w-support@ao.osakafu-u.ac.jp

受付時間：月～金 9:30～17:00

ベビーシッター割引券ご利用にあたっての注意事項

大阪府立大学 女性研究者支援センター

- 2021年度に発行された割引券が利用できる期間は、2022年3月末日までです。
予定変更等で、**ご利用されなかった割引券は、年度末までに女性研究者支援センターまで必ずご返却ください。**手数料等が発生しているため、利用しないと判明した時点でご一報ください。
- 利用できるベビーシッター会社は、公益社団法人全国保育サービス協会が認定する「割引券等取扱事業者」に限ります。
参考URL：http://www.acsa.jp/hm/babysitter/ticket_handling_list.htm
- 割引券申込は、ベビーシッター会社との契約後にお願いします。
※初回申込時には、ベビーシッター会社との契約書（登録書）の控えが必要です。

- 割引券が利用できる枚数は、以下の通りです。

	平常時	特例措置
1日の上限枚数	2枚/人	5枚/人
1か月の上限枚数	24枚/家庭	120枚/家庭
年間の上限枚数	280枚/家庭	上限なし

- 1回の利用料金が「割引券の使用枚数×2,200円以上」のサービスを対象とします。
（特例措置の使用例：10,000円→4枚利用可能、15,000円→5枚利用可能）
- なお、大学全体の発行枚数に限度がありますので、申込者多数の場合は調整することがあります。
- 2021年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、子供の通う小学校や保育所等が休校・休園等になっている場合は特例措置として使用可能枚数が5枚となります。
（特例措置は令和4年3月31日前に終了することもあります。）
特例措置として割引券を使用する場合は、**特例措置によるベビーシッターの利用が必要となる事由を確認することができる資料（写し）が必要**ですので、ご準備ください。
- 割引券は、夫婦それぞれが持っていたとしても、上限枚数は同様です。
- 割引券は、小学校3年生までのお子さんのほか、健全育成上の世話を必要とする（障がい者手帳などを有する）小学校6年生までの児童に限り利用できます（対象年齢以上のきょうだいがいる場合、そのきょうだいは割引券利用対象とはなりません）。
- 割引券は、教員の自宅での保育、教員の自宅と保育所等の施設の間の送迎に利用できます。
ただし、ベビーシッターの所属する割引券取扱事業者が運営する保育施設の送迎には利用できません。
- 割引券は、他の人に貸与または譲与できません。
- 2021年1月より、対象者が割引券を利用した場合、**非課税所得になります。**
（保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について、子育て支援の観点から、所得税・個人住民税を非課税とする措置が講じられています。）
- ご利用前に、初回のお申込時にお渡しする「ベビーシッター派遣事業等約款 要約」を必ずお読みください。